

診療放射線技師を取り巻く課題

【診療放射線技師法 第26条】

診療放射線技師は、**医師又は歯科医師の具体的な指示を受けなければ**放射線を人体に対して照射してはならない。

1. 医療技術の急速な進歩により教育内容が高度化し、現状では対応しきれない
2. 診療放射線技師の適正な配置が必要
3. 放射線機器の性能別評価ではなく、診療放射線技師の技術に応じた評価へ
4. 医療の質の向上を目指したチーム医療の実践とスキルミクス
5. 国民から見える診療放射線技師へ

45

診療放射線技師の教育環境

医療技術は日々進歩しており、国民から常に最新の知識・技術を求められている。しかし、現状では十分に知識・技術を教育できていない

【現状】

1. **3年制教育(93単位)**
2. 診療放射線技師養成機関の**6割以上が大学教育**
3. 理工系科目が多く、医学系科目が極端に少ない
4. **教員の多くが診療放射線技師でない**
5. 他の職種と比べて臨床実習の単位数が少ない(10単位)
6. 業務多忙のため生涯教育への参加が困難

【課題】

1. **4年制大学教育**への移行と教育内容の抜本的見直し
2. チーム医療実践のための教育水準の向上と後進の育成
3. 不適切な国家試験問題への対応(技師の試験委員が少ない)
4. **診療放射線技師である教員の増員**と実践的指導力の向上
5. 臨床実習の充実と臨床実習指導体制の整備
6. 生涯教育への積極的参加のための方策と社会的評価の確立

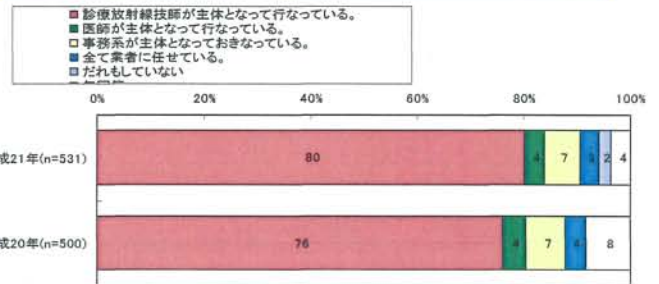
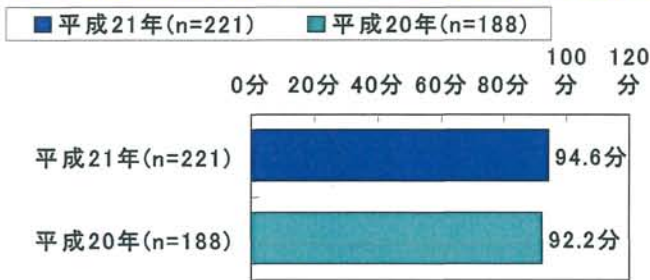
16

診療放射線技師の適正評価

診療放射線技師の技術は適正に評価されていない。特に、CTやMRIでは装置の性能により評価されている。

装置の性能別評価ではなく、**診療放射線技師の技術を正当に評価し、(*1)診療放射線技師の適正配置が必要である**

1. **デジタルX線撮影料の新設(被曝低減と検像作業の複雑化のため)**
2. **施設基準の見直し(*2)**
(画像管理や診断機器の操作・管理は常勤の診療放射線技師が必須)
3. **医療機器安全管理料の放射線機器への適応拡大**
4. **放射線機器の保守管理料の明確化**



*1 心臓CTの平均検査時間: 診療放射線技師の心臓CT業務は特に負担が大きいため、適正な技術料評価が必要

*2 画像サーバの管理主体: 画像サーバ管理は診療放射線技師が主に行なっているので常勤技師の設置が必要

診療放射線技師のスキルミクス

現行の診療放射線技師法の解釈拡大により、業務範囲を見直すことが可能である(スキルミクス)

診療放射線技師が主体的にできること

1. **検像作業(画像確認、画像チェック等)**
2. **放射線被ばく相談**
3. **放射性医薬品の作成(ミルクング)**
4. **CT、MRI等における造影剤の注入**
5. **造影剤注入後の抜針**

医療安全の確保と業務の効率化により、国民にとって安全で安心の医療を提供できる。

他のメディカルスタッフと協力し、医療及び福祉の向上に努め、患者中心の医療を実現する。